

## 子どもの遊び場整備事業補助金をご活用下さい！

北杜市社会福祉協議会では、広く子供たちの生活環境の整備と児童福祉の推進を図るため、地区で管理している遊具等の整備または新設の整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

年度内に整備等を完了出来る事業で、過去に本補助金の交付を受けた場合でも、新たに申請することができます。

申請期間は6月1日（水）～12月23日（金）です。

※詳しくは地域福祉課までお問い合わせください。



|         |   |
|---------|---|
| 補助の適用範囲 | ○ 遊具等（遊具、ベンチ、フェンス等）の修繕、及び新設に要する経費<br>○ 遊具等の整備用原材料（塗料、砂、その他遊具等の保身に必要なもの）の購入に要する経費              |
| 補助率     | 事業に要する経費の90%以内（限度額20万円）   |
| 申請方法    | 各地区の代表者の方は、申請書、事業計画書、収支予算書を作成の上、見積書（ <b>2社</b> 以上）を添付して、社協の本所へ提出してください（申請書等必要書類は本所・各支所にあります。） |
| 申請期間    | 令和4年6月1日（水）～令和4年12月23日（金）   |
| 募集地区数   | 今回の募集では、原則先着 <b>2地区</b> までとさせていただきます。<br>※受付後、審査を行い補助金交付の可否を決定いたします。                          |